

傷病手当金／同附加金について

1 傷病手当金

(1) 支給要件

組合員が公務によらない傷病又は負傷より療養のため引き続き勤務に服することができないときに、勤務に服することができなくなった日以後3日（待機期間）を経過した日（4日目）から傷病手当金を支給します。しかし、報酬等が支給額を上回る場合は支給しません。

(2) 支給額

勤務できない期間1日につき、標準報酬日額の2/3（円未満四捨五入）が支給されます。
標準報酬日額は、組合員期間が12月以上ある場合は（ア）、12月未満は（イ）で算定します。
支給は暦月単位で行い、次の算出方法により支給額が決定されます。

支給額＝給付日額×月の本来勤務日数（土曜日・日曜日又は変則勤務の場合は指定休日を除く）

（ア） 支給開始日の属する月以前の直近の継続した組合員期間が12月以上の場合

地方公務員等共済組合法第68条第2項

「傷病手当金支給開始日の属する月^(※1)以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額^(※2)の平均額」
1/22 (5円未満切捨て・5円以上10円未満切上げ)

× 2/3

(50銭未満切捨て・50銭以上1円未満切上げ)

※1 支給開始日とは、実際に傷病手当金等の支給が開始した日のこと。

※2 計算に用いる標準報酬月額は、組合員が現に属する組合により定められた標準報酬月額に限る。

（イ） 支給開始日の属する月以前の直近の継続した組合員期間が12月未満の場合

地方公務員等共済組合法第68条第2項ただし書

次の（ア）又は（イ）のいずれか少ない額 × 2/3

(50銭未満切捨て・50銭以上1円未満切上げ)

（ア） 「傷病手当金支給開始日の属する月^(※1)以前の直近の継続した各月の標準報酬月額^(※2)の平均額」 × 1/22 (5円未満切捨て・5円以上10円未満切上げ)

（イ） 傷病手当金支給開始日^(※1)の属する年度の前年度9月30日における平均標準報酬月額(380,000円) × 1/22 (5円未満切捨て・5円以上10円未満切上げ)

(3) 支給期間

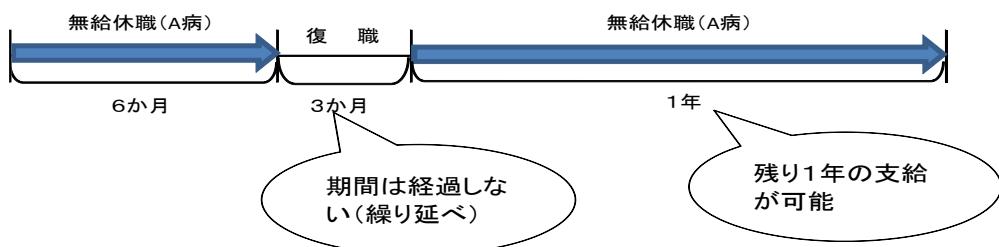
同一の病気又は負傷及びこれらにより生じた病気により、勤務に服することができなくなった日以後3日を経過した日（4日目）の支給が開始した日から通算して1年6か月間（結核性の病気については3年間）です。

ただし、報酬の全部または一部を受け取る場合には、報酬の額が傷病手当金の額を上回る場合は支給されず、傷病手当金の額が報酬を上回る場合に支給が開始されます。

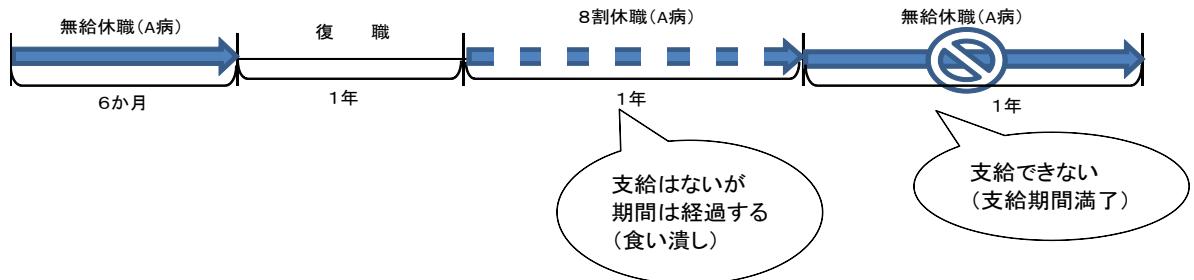
※ 報酬との比較はホームページに掲載している「傷病手当金試算シート」をご利用ください。

また、復職後に再度休職された場合、復職期間については1年6か月に算入されない「①繰り延べ」と、復職後の報酬を受け取る（報酬>支給額）勤務不能期間については「②食い潰し」という考え方があります。

① 【繰り延べ】



② 【食い潰し】



【参照】運用方針第68条関係第2項の2

傷病のため勤務に服することができなかつた日について給料が支給されても、その日は傷病手当金の支給期間に算入されるが、病気の途中で出勤し再び同じ傷病で欠勤した場合には、その出勤した期間は支給期間に算入せず、前後の期間を通算して1年6月又は3年に達するまで、傷病手当金を支給する。

同一の傷病

「同一の傷病」とは、一回の病気又は負傷であって、治癒するまでをいいます。傷病名が異なっていても相互に因果関係があれば「同一の傷病」となり、同時に発生した傷病であっても相互に因果関係がなければ「同一の傷病」にはなりません。（運用方針第68条関係第4項の1）

※ 傷病手当金受給中に他の傷病にかかり、引き続き勤務に服することができない場合には、それぞれの傷病について別個に支給されますが、この場合において重複する期間については、二重の給付は行いません。

2 傷病手当金附加金

(1) 支給要件

組合員が傷病手当金の支給を受けることのできる期間（支給開始から1年6か月）を経過後、引き続き勤務に服することができないとき支給します。（退職後は支給されません。）

(2) 支給額

傷病手当金の額に相当する額

(3) 支給期間

傷病手当金の支給期間満了後6か月間

ただし、報酬の全部または一部を受け取る場合には、報酬の額が傷病手当金附加金の額を上回る場合は支給されず、傷病手当金附加金の額が報酬を上回る場合に支給が開始されます。
繰り延べや食い潰しについても傷病手当金同様とします。

3 退職後の傷病手当金

(1) 支給要件

以下①から③の全てに該当する場合に支給対象になります。

- ① 引き続く1年以上組合員であったこと。
- ② 退職日に支給要件を満たしている（以下、ア、イのいずれかに該当する）。
 - ア 退職日に傷病手当金を受給している。
 - イ 退職日が勤務不能日から4日目以降かつ退職日に勤務していない。
- ③ 退職後も引き続き傷病のため勤務に服することができない。

(2) 支給額

傷病手当金の額に相当する額

(3) 支給期間

傷病手当金同様。ただし傷病手当金附加金の支給は行いません。

また、傷病手当金受給中に労働能力を回復したときや自家営業を行うとき、事業所に雇用されている場合等「傷病のため勤務に服することができない場合」に該当しない場合は支給を行いません。

4 給付額等との調整

(1) 給料等との調整

傷病手当金の支給期間において、給料等報酬を受けている場合は、傷病手当金給付額との差額を支給します。

(2) 年金等との調整

傷病手当金と同一の傷病に係る障害年金等の公的年金を受給することとなったときは、以後の傷病手当金の支給は停止となります。

ただし、障害年金等の額（基礎年金の支給を受けることができるときは、その合算額。）を 264 で除して得た額（円未満の端数切捨て）が、(2)において計算した給付日額よりも低い場合はその差額を支給します。

また、退職後は厚生年金保険法又は国民年金法による老齢を給付事由とする年金、他の退職又は老齢を給付事由とする年金を受け取る場合は上記のとおり調整し差額を支給します。

その他にも障害手当金、出産手当金、地方公務員災害補償法との調整も必要となる場合があります。

5 請求手続き

(1) 請求書類

ア 傷病手当金請求書（給付様式第 10-1 号）
暦月単位で請求してください。

イ 休職辞令の写し又は出勤簿の写し

※ 退職後からの期間を請求する場合は在職時に支給要件を満たしていたことのわかる休職
辞令の写し又は出勤簿の写しを添付してください。

ウ 給料報酬等支給額証明書（給付様式第 10-10-2 号）

請求期間に係る証明書を添付してください。
ただし、初回請求時には、給与が減額された日からの期間の証明書を作成してください。
※教職調整額など給料明細には明記されていない報酬がありますので注意してください。

(2) 留意事項

所属所を経由して、記入漏れ等の不備がないよう請求してください。

また、退職後の期間に係る請求の場合は所属所を通さずに請求書を提出することはできますが、初回請求時には添付書類が必要となりますので、所属所経由で提出してください。